

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）… 一
 - 宅地建物取引業法による行政処分……………
…（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）… 二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
…（環境局環境改善部化学物質対策課）… 二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）… 四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）… 五
 - 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局総務部環境政策課）… 八
- 東京都告示第五百二十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）並びに駅前広場面積（単位平方メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和七年三月十七日

次に掲げる地番の全部

延長
三・四・四九
幅員
六・〇〇
一八・〇〇
駅前広場面積
二七・〇〇
七

道路

あきる野市

引田字阿岐野
七十五番四、
七十六番五、
同番六、同番八、九十一番二、同番三、九十三番四、
引田字櫻ノ岡
二百四十五番二、二百四十六番二、二百四十七番六、
二百五十二番八及び同番十

次に掲げる地番の一部

あきる野市
引田字阿岐野

三十五番二、同番三、同番六、同番七、三十六番一、同番三、四十四番、四十五番三、四十八番、五十番二、同番三、五十一番一、五十二番一、同番六から同番十一まで、五十七番一、同番二、同番四、六十番一、七十三番一から同番四まで、七十五番一、七十六番三、九十二番二、同番三、引田字櫻ノ岡二百二十四番三、同番五、同番八、二百二十五番五、同番六、二百四十四番六、二百四十五番一、同番三、同番四、二百四十六番一、同番七、同番八、二百四十八番五、二百五十一番一、同番八、二百五十二番一、同番

七、同番九、
同番十、同番
十二、二百五
十三番一から
同番四まで、
二百五十四番
及び二百五十
九番三

●東京都告示第五百二十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第
六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社Jホーム

(二) 代表者氏名 代表取締役 渡辺 智博

(三) 主たる事務 葛飾区四つ木五丁目十三番八―五〇二
所の所在地 号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇八三九八号

(五) 免許年月日 令和四年九月三十日

二 処分年月日 令和七年三月二十九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第五百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

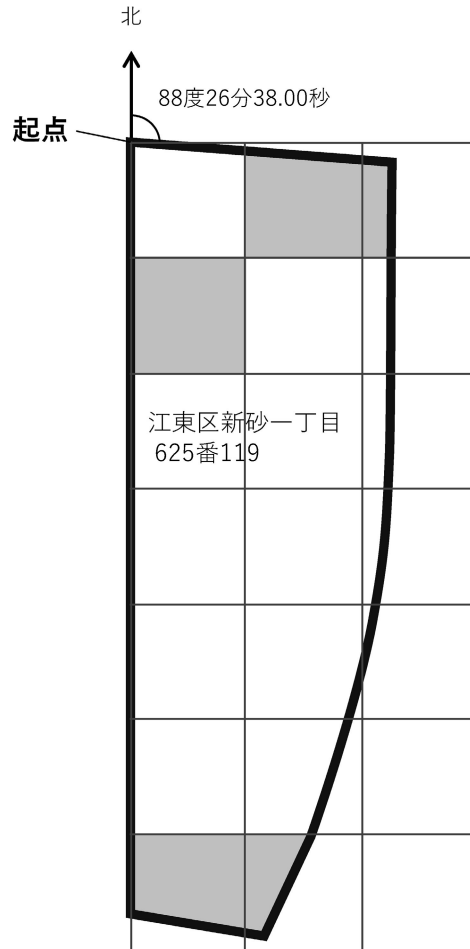
令和七年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂一
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【起点】
起点は、江東区新砂一丁目625番119の最北端とする。

【凡例】
——：単位区画
——：調査対象地
■：形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（88度26分38.00秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

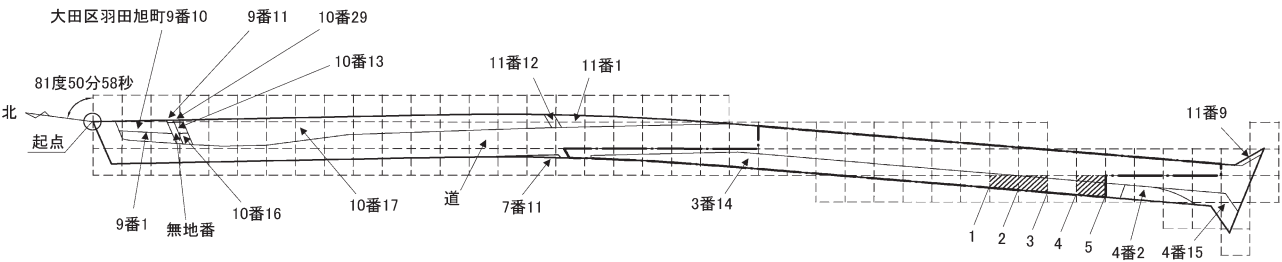
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田旭
町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその
化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- - - : 調査対象地
- //// : 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、X座標:-49354.181、Y座標:-7733.561とする。

点名	X座標	Y座標
起点	-49354.181	-7733.561
1	-49664.553	-7713.957
2	-49674.578	-7713.413
3	-49684.603	-7712.87
4	-49694.627	-7712.326
5	-49704.652	-7711.783

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(81度50分58秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西南北及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第20九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第838号
により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

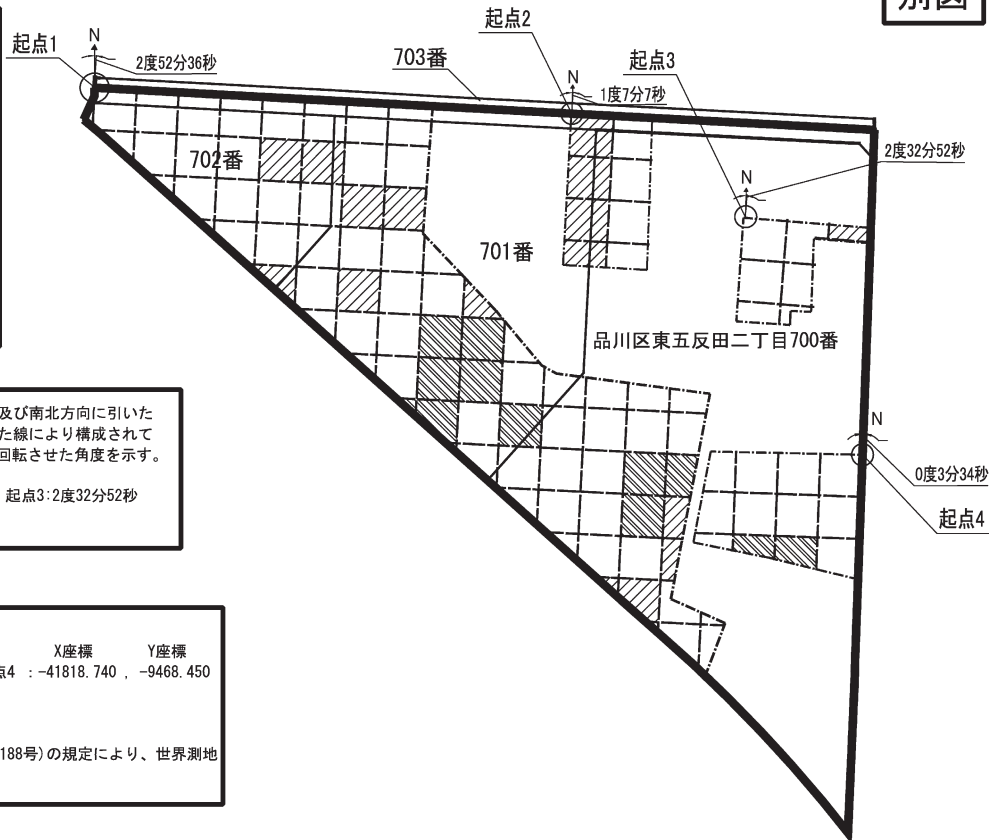
起点1 : 2度52分36秒 起点2 : 1度7分7秒 起点3 : 2度32分52秒
起点4 : 0度3分34秒

【起点】

起点は、次の座標とする。

X座標	Y座標	X座標	Y座標
起点1 : -41731.667 ,	-9650.761	起点4 : -41818.740 ,	-9468.450
起点2 : -41737.833 ,	-9537.462		
起点3 : -41762.321 ,	-9496.283		

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



●東京都告示第五百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第千百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

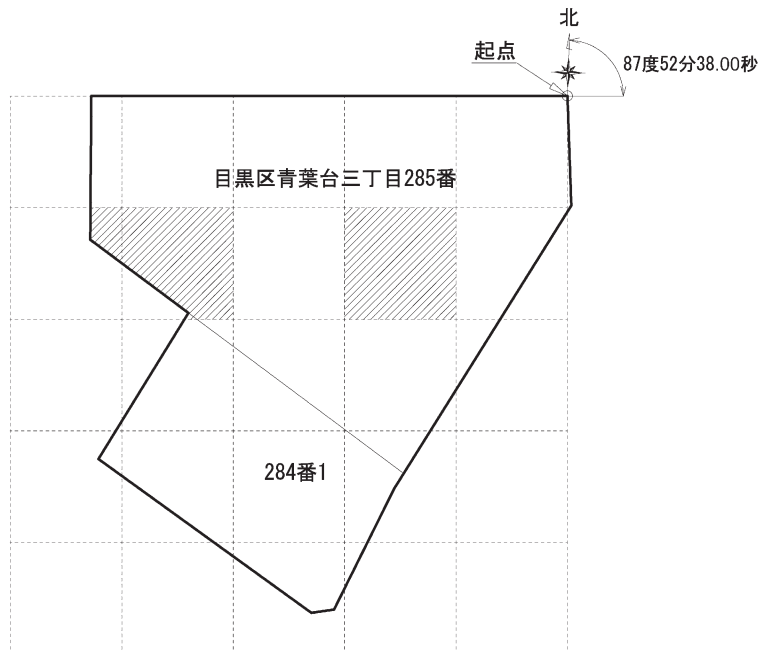
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区青葉台三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【起点】

起点は、目黒区青葉台三丁目285番の最北端とする。

【格子の回転角度（87度52分38.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年東京都告示第千三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

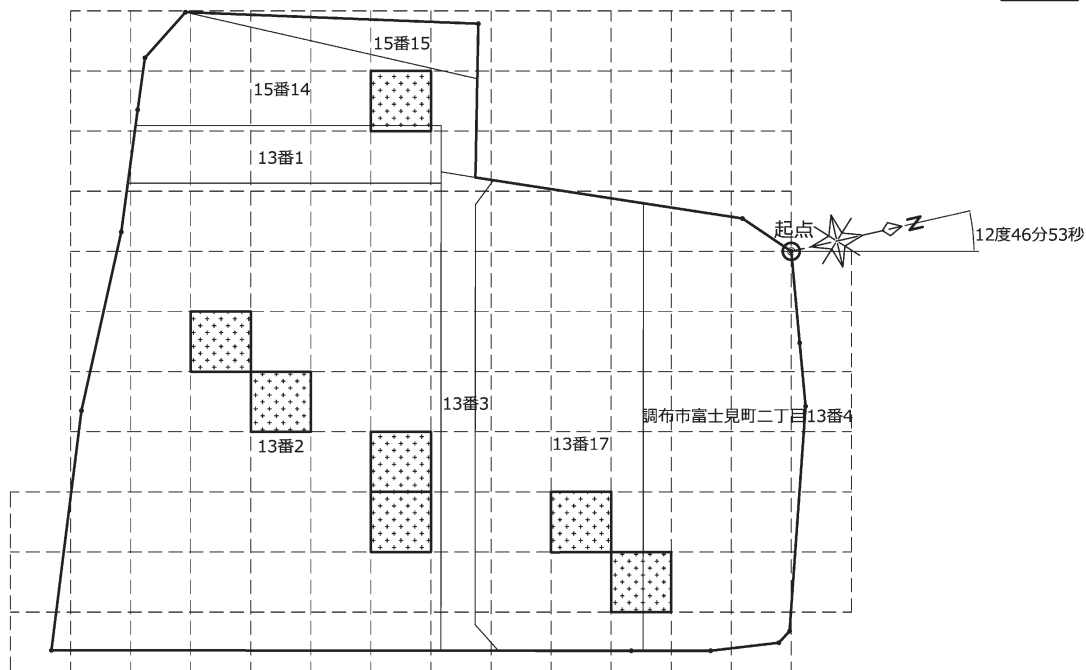
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市富士見町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



〈凡例〉

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 指定を解除する区域

〈起点〉

起点は、調布市富士見町二丁目13番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉（12度46分53秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第千三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月九日

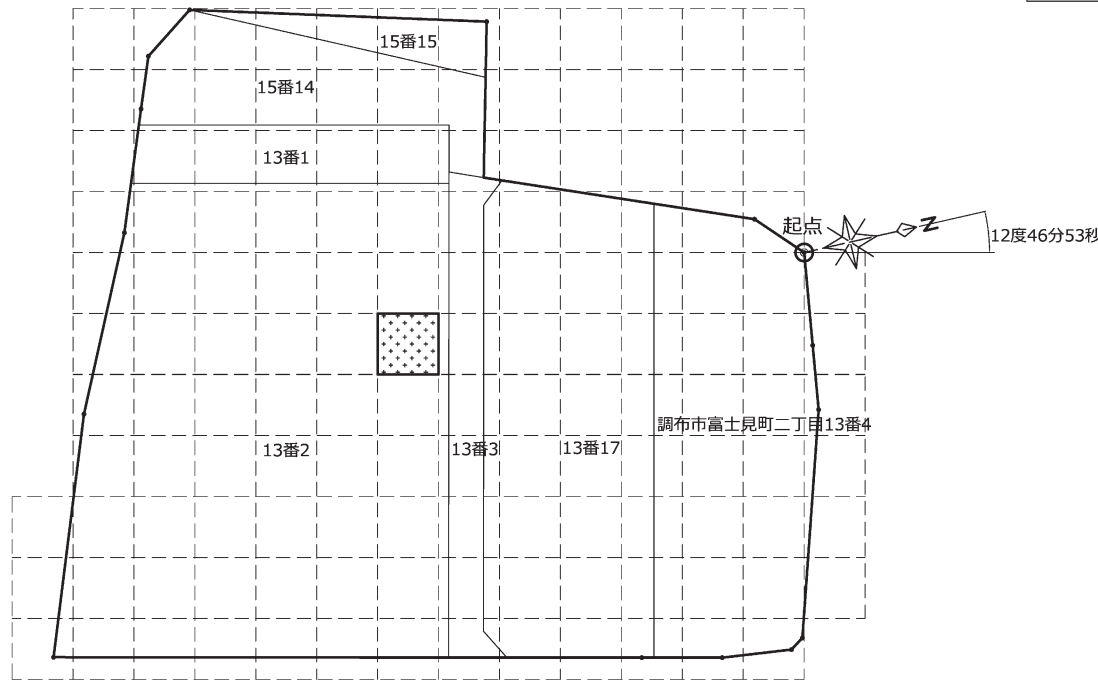
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市富士見町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



〈凡例〉

- : 調査対象地
— : 筆境界
□ : 単位区画
■ : 指定を解除する区域

〈起点〉

起点は、調布市富士見町二丁目13番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉（12度46分53秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、赤羽台団地建替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和七年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

新宿区西新宿六丁目五番一号

二 対象事業の名称

赤羽台団地建替事業

三 工事着手の年月日

平成十五年十月二十二日

四 工事完了の年月日

令和六年十月十五日

五 届出日

令和七年三月二十五日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定 価

一 筒月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

